

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2016年10月5日（水）

第673号 本号3号

南スーダンPKO 至近距離の射撃訓練も

3日の衆院予算委員会で、日本共産党の笠井亮議員が示した防衛省提出の内部文書で、陸上自衛隊がPKO部隊を派兵している南スーダンの首都ジュバで情勢が悪化したことを受け、市街地や屋内での戦闘を想定した「至近距離射撃訓練」の実施を検討していることが分かりました。

至近距離での射撃は隊員の身体に危害がおよぶばかりでなく、瞬時に敵味方を判断する必要があるため、民間人殺傷にもつながりかねないものです。戦争法に基づく「駆け付け警護」や「宿营地共同防護」といったPKO任務の拡大で、このような訓練が行われている可能性があります。

笠井議員が示したのは陸上自衛隊研究本部が2014年に作成した「教訓要報」。2013年末に南スーダンの大統領派・副大統領派の武力衝突を受けて内戦状態になり、自衛隊宿营地周辺でも激しい戦闘が行われたことを受け、報告された内容です。

内部文書には、「宿营地周辺情勢悪化のため、全隊員に武器・弾薬を搬出・携行させた例」があるとして、「全隊員による個人携行火器の実弾射撃（至近距離射撃）実施」と記されています。さらに、「当該射撃が必要となる事態発生の可能性は否定できない」と述べており、自衛隊が市街地での戦闘を行う可能性を認めています。

また、笠井氏は、南スーダン情勢について、「緊急撤収計画」が決裁された13年当時と比べ、今年7月には大規模戦闘が発生するなど、いっそう危険になっていると指摘。それにもかかわらず自衛隊に新任務が与えられ、武器使用が認められれば「政府軍や反政府武装勢力との戦闘も想定され、自衛隊員が誤って避難民など民間人を撃ち、報復攻撃を受け、隊員自身の生命に危害が及ぶことが現実に起こり得る」と強調。「戦後71年、1人の戦死者も出さず、1人の外国人も殺さなかった戦後史に重大な汚点を残してはならない」として、南スーダンからの自衛隊撤退を求めました。

稲田防衛相は「自衛隊部隊、要員の安全確保に直接かかわる」と答弁を拒否。また、安倍首相は「PKO法上の武力紛争が新たに発生したとは考えていない」と、戦争法発動ありきで実態を直視しようとしないうる姿勢をあらわにしました。

笠井氏は、戦争法の発動は中止し、「日本の貢献は、憲法9条に立った非軍事の人道支援、民生支援を抜本強化する方向に転換すべきだ」と強調しました。

自衛隊を南スーダンに送るな！ 青森現地集会

1. 集会名称 自衛隊を南スーダンに送るな！いのちを守れ！青森集会
2. 会場 青森駅前
3. 開会日時 10月30日（日）13:30～
4. 主催（共済） 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会
戦争法廃止を求める青森県民ネットワーク
5. 集会内容 スピーチ ・青森県選出国會議員及び政党（野党）

・ママの会@青森 ・自衛隊員の家族 ・青年 ・他県代表

集会後デモ行進 デモ・スタート 14時30分頃、距離 1km程度



沖縄県警本部長、市民ロープで拘束は「災害救助」?!

今、沖縄の東村高江では、機動隊による常軌を逸した「過剰警備」が行われています。先日は抗議中の市民を工事用ロープで拘束し、斜面から引き上げる事件が発生しました。

沖縄タイムスによると、東村高江周辺の米軍ヘリパッド建設の米軍北部訓練場内での抗議行動中に機動隊が市民を工事用ロープで拘束し、斜面から引き上げたことについて、県警の池田克史本部長は「命綱の代わりにロープを腰などに結び付けた。災害救助をする形」との認識を示しました。29日の県議会9月定例会一般質問で答えました。

池田本部長は「伐採された木が落ちる谷底に約30人がいた。危ないから移動を求めたが動かず、1人につき5、6人で斜面の上に引っ張り上げた」と説明。「命綱を使ったのは3人。刑事特別法に違反して（訓練場内に）侵入しており、そういう行為はやめてほしい」と述べました。



一方、ロープで縛られ、腹部にあざができた20代女性は「笑いながら無理やりくりつけられて、ばかにされた感じだった。これが災害救助なのがない」と強引な手法を批判しました。

機動隊員に胸部をロープで縛られ5~6人がかりで移動させられた72歳女性は「食い込んだ痛みと屈辱感があった。自治権を無視された強行を止めるため精いっぱい行動したい」と、29日も抗議に加わりました。

中城村議会、県外機動隊撤収を要求 辺野古・高江で「過剰警備」

中城村議会は9月定例会最終日の29日、本会議を開き、名護市辺野古の新基地や東村高江のヘリ着陸帯建設に抗議する市民らを排除し続ける機動隊を「過剰警備」と指弾し、即時撤収を求める意見書を賛成多数で可決しました。首相官邸や警察庁、県警など関係機関に送付します。機動隊撤収を要求する意見書は県内初めてです。

意見書はこれら抗議活動を「非暴力に徹した正当な活動」で憲法の認めるものと強調。賛否の対立する政治課題への一方的介入は不偏不党を定めた警察法に反するほか「事態を一層解決困難にしている」と指摘して、県外から派遣された機動隊の即時撤収と過剰警備禁止などを求めています。

新垣善功村議は「住民の活動は明らかに法令違反で公共の福祉に反する」と反対討論しましたが、意見書は賛成12、反対3（議長除く）で可決されました。

村議会はまた、米軍のハリヤー戦闘攻撃機が墜落した事故について全米軍機の飛行停止と原因の公表を求める抗議決議と意見書を全会一致で可決しました。

こんな稲田防衛大臣で大丈夫? 代わって安倍首相が答弁

衆院予算委員会で30日、民進党の辻元清美氏が、2011年3月号の雑誌「正論」の対談で稲田氏が話した「長期的には日本独自の核保有を単なる議論や精神論ではなく国家戦略として検討すべきではないでしょうか」との発言について、追及しました。

辻元氏が発言の撤回を求めると、稲田氏は「今、核保有はすべきではないと思っている」と答弁。辻元氏は「『今は必要ない』はあいまい。国際的な信用をなくす」と迫りました。稲田氏は「核のない世界に向けて全力を尽くす」と繰り返し、撤回には応じませんでした。

稲田氏が辻元清美氏の質問に涙ぐむ場面がありました。辻元氏は今年8月に15日の全国戦没者追悼式も欠席したと指摘し、「あなたはいつも、命をささげた方に感謝の心を表すことができない国家では防衛は成り立たないといけないと言っている。言行不一致ではないか」と、また例年行っていた靖国神社参拝を見送ったことにも触れ「あなたの『戦争で亡くなった方々へ心をささげる』というのはその程度だったのか」と問いました。稲田氏は「本当に残念なことに、出席できなかったということは、ご指摘として受け止めたい」と涙声で語りました。

さらに、民進党の後藤祐一氏は自衛隊がPKOに従事する南スーダン情勢について、首都ジュバで7月にあった銃撃戦が戦闘行為に当たるかどうかについて問いました。「稲田氏が質問に答えていない」と繰り返し質問。答えに窮した稲田氏に代わって安倍首相が答弁に立つ一幕もありました。

3日には、民進党の前原元外相が、「防衛に対する認識の足りなさというものに、私はあぜんとする」、「安倍総理が何で、稲田さんを枢要なポストである防衛大臣に指名をされたのか、よくわからない」、また過去に日米同盟の意義について「日本を守るためではない」と述べていることを問題視して、認識不足と追及しました。

安倍首相は、「基本的には、稲田大臣は、考え方は全く変えておられず、しっかりと尖閣についても守って、しっかりと守っていかなければならないというほど、日米同盟は重要であると」「稲田防衛相は日米安保条約についても間違いのない認識を持っている」と述べました。

各地のとらきみ

兵庫 戦争法廃止三木センターの取り組み学び、「どう幅を広げるか」を議論

恒例の第一土曜日の10月1日、神戸9区センター交流会議を開催し、今後の取り組みについて議論しました。初めに、津川代表が国会序盤の動き、特に安倍政権の危険な側面を具体的に解説しました。その上で、9月19日の大規模行動をさらに持続、発展させる方向を提起しました。

その提起を受け、9区会議は各区の取り組み方向を出し合い、「どう幅を広げるか」を議論しました。長田区と須磨区の「9条の会」ネットが10月22日に小森陽一さんを迎え学習会を行うとともに、小さくとも新しい方々が参加しやすい「憲法カフェ」をもっと開こうとの話がありました。

そして、尼崎市・明石市・加印・三木市などで幅広い共同が進んでいます。この共同を学ぶため、最も前進している「戦争法廃止三木市共同センター」の9月21日会議レジメを全文紹介しました。A4・3枚に8月以降の行動を総括、秋の「新しいステージによるたたかひの継続発展」をめざす地域行動の提起、さらに「戦争させない1000人委員会三木」とも共同の方向、これらを基礎に市民の側から野党共闘を促進させる取り組みも述べられています。

参加者はこうした高い水準に敬意を述べつつ、現に兵庫県下で進行していることに確信を持ち、追いつき、追い越す活動の展開を語り合いました。

(憲法改悪ストップ兵庫県共同センター週刊ニュースより)



10.21 秋の憲法大学習会
戦争法廃止!
発動ストップ!

新たな情勢を学び、
秋のたたかひの力にしよう!

渡辺 治 さん
(一橋大学名誉教授)

「安倍改憲の新段階と
運動の課題」
一参院選の共同が切り拓いたもの

2016年 10月21日(金)
18時30分開会

参加協力費 500円

場所 たかつガーデン8階

主催 大阪憲法会議・共同センター

予530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6F
TEL 06-6352-2923 FAX 06-6352-3125 Mail oeskan1192@epie.plaza.or.jp

大阪 10月21日の秋の憲法大学習会にご参加ください!

大阪憲法会議・共同センターが渡辺治一橋大学名誉教授を講師に『秋の憲法大学集』を開催します。

近畿の皆さん、21日は是非参加して、新たな情勢を学び、秋のたたかひの力を蓄えましょう。連絡先は、06-6352-2923です。

東京 申込受付を締め切りました!

「公布70年・憲法講座 今こそ、守り生かそう! 日本国憲法」(10月10日 講演=渡辺治一橋大学名誉教授、報告=井上哲士日本共産党参議院議員)は好評で、お申込みが定員に達しました。10月3日をもって、受付をしめきりましたのでご協力よろしくお願ひします。

憲法会議 事務局